

長野県林業大学校学校評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和23年3月31日法律第26号）に基づき、学校の目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価することにより組織的・継続的に学校運営を改善するため、長野県林業大学校（以下「大学校」という。）における学校評価の実施について定める。

(学校評価の方法)

第2条 学校評価は、大学校が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）及び学校関係者等が行う評価（以下「外部評価」という。）により実施するものとする。

(自己評価)

第3条 大学校は、前条に定める自己評価を次の各号により実施するものとする。

- 一 教育活動その他学校の運営状況について、学校全体の基本方針、当該方針を踏まえた中長期の重点目標（以下「重点目標」という。）及び当該重点目標の実現に向けて設定した評価項目及び評価の観点（以下「評価項目」という。）を策定する。
- 二 毎年度、評価項目を定め、成果と課題を検証の上、それぞれの達成状況について自己評価する。
- 三 前項の評価結果を踏まえ、今後の改善方策（以下、「改善策」という。）を策定する。
- 四 前3号については、自己評価として学校評価表に記載するものとする。
- 五 策定した改善策については、次年度以降の重点目標及び評価項目の設定に反映するよう努めるものとする。

(内部評価委員会の設置)

第4条 大学校は、自己評価を実施するため、内部評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、校長以下大学校の職員会議のメンバーをもって構成し、校長が主宰する。

(外部評価)

第5条 学校関係者等は、大学校が実施した教育・研修活動及び自己評価に対し、意見を述べることにより評価（以下「外部評価」という。）を行う。

- 2 外部評価は、学生の保護者で構成される翌桜会及び長野県林業大学校運営協議会規程（平成4年9月1日施行）に定める運営協議会が実施するものとする。
- 3 大学校は、外部評価の結果について、自己評価及び次年度以降の重点目標等に反映するよう努めるものとする。

(公表)

第6条 大学校は、学校評価表及び外部評価の結果について、大学校のホームページへの掲載等適切な方法により公表するものとする。

(設置者への報告)

第7条 校長は、学校評価表及び外部評価の結果を信州の木活用課長に報告する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、学校評価に関して必要な事項については、校長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。